

一般社団法人日本ボッチャ協会 反社会的勢力との関係遮断に関する規程

（目的）

第1条 本規程は、第2条に規定する反社会的勢力との関係の遮断に関し、必要な事項を定め、一般社団法人日本ボッチャ協会（以下「本協会」という。）の健全な事業の遂行の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他のこれらに準ずる者を指す。

（基本方針及び公表）

第3条 本協会は、反社会的勢力への対応に関し、次に掲げる事項を基本方針（以下「基本方針」という。）とする。

- （1）反社会的勢力に対しては、組織として対応する。
- （2）反社会的勢力に対しては、警察、弁護士等の外部専門機関と連携して対応する。
- （3）反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断する。
- （4）反社会的勢力による不当要求は拒絶する。
- （5）反社会的勢力との裏取引を絶対に行わない。
- （6）有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行う。
- （7）反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

2 本協会は、基本方針及び本規程を本協会内に周知し、公表するものとする。

（対応部署）

第4条 本協会は、事務局を反社会的勢力対応部署とする。事務局は、必要に応じて顧問弁護士等と協議の上、反社会的勢力に関する情報の管理・蓄積、組織体制の整備、研修活動の実施、外部専門機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断する。また、具体的な対応をしたときは、事務局はその内容等について理事会に報告するものとする。

（改正）

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年7月30日から施行する。